

子育て中の悩みを楽にする ～子育てママの座談会～

「子育てって思っていたより大変...」
「イライラしちゃった。」
「なんでできないんだって...」
「ママが手伝わってくれない...」
「おばあちゃんか」
手伝わってくれなくて...」



今、子育て奮闘中のなかまど話して、
もっと楽しく子育てしてみませんか。

- ◎日時 11月29日(水) 午前10時～正午
 - ◎会場 保健センター
 - ◎対象 美里町にお住まいで、就学前の子どものいる保護者
 - ◎定員 10名(先着順)
 - ◎進行役 小笠原美江先生(臨床心理士)
 - ◎申込み 11月13日(月)～22日(水)に電話
 - ◎その他 託児を希望のかたはご連絡ください。
- 【申込み・問合せ】
保健センター ☎76・2855

お知らせ

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。



よい子の電話教育相談

【24時間365日対応】
子ども専用(18歳以下) ※無料
☎# 7300
☎0120-86-3192
保護者専用 ☎048-556-0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp



埼玉いのちの電話

【24時間365日対応】
☎048-645-4343

さいたまチャイルドライン

【毎日 午後4時～9時】
子ども専用(18歳以下) ※無料
☎0120-99-7777 (年末年始除く)

埼玉県こころの電話

【精神保健やこころの悩みに関する相談】
【平日 午前9時～午後5時】
☎048-723-1447 (祝日・年末年始除く)

子どもの人権110番

【平日 午前8時30分～午後5時15分】
☎0120-007-110 (祝日・年末年始除く)

問合せ＝埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-5858

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、政府が管理運営している強制加入の保険制度です。
労働者が業務上負傷した場合、労働者が失業した場合などに必要な保険給付を行っています。
労働保険は、原則として、労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行い、労働保険料を納め

なければなりません。
まだ、加入されていない事業主のかたは、速やかに加入を行うようお願いいたします。
なお、手続指導および加入勧奨によっても自主的な加入を行わない事業主に対しては、強制的な加入を含めた対策を実施しています。

問合せ＝埼玉労働局 労働保険徴収課 ☎048-600-6203

不妊に関する相談窓口のご案内

県では、不妊に悩む夫婦の相談窓口として、専門医と面談形式で相談ができる窓口や、助産師と電話相談ができる相談窓口を設置しています。
いずれも無料で利用できます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

1 面接相談

不妊専門相談センター
専門医が面談形式で相談にお応えします！(予約制)

- ◎面談日時 毎週火・金曜日 午後4時～5時
- ◎場所 埼玉医科大学総合医療センター内 (川越市鴨田1981)
- ◎予約方法 電話で予約 ☎049・2228・3674

2 電話相談

不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル
助産師が電話でお話を伺います！

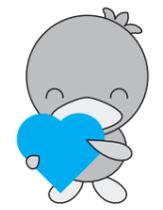
- ◎相談日時 毎週月・金曜日 午前10時～午後3時 第1・第3土曜日 午前11時～午後3時 午後4時～7時

※いずれも(祝日、年末年始を除く)
※本庄保健所でも不妊を含む女性の健康に関する相談を行っています。



「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

「地域歳末たすけあい援護金」には申請が必要です



12月に行われる「地域歳末たすけあい運動」で集められた募金を、地域で支援を必要としているかた(世帯)に、援護金として配付します。
生活が困窮しているかた(世帯)で「地域歳末たすけあい援護金」を希望される場合は申請書の提出が必要です。

【対象者】 美里町内に居住し、次の①～③のいずれかに該当するかた(世帯)

- ①世帯全員が町県民税非課税
- (ただし、生活保護法による保護を受けているかた(世帯)および施設等入所者は除く)
- ②災害被災(火災など)されたかた(世帯)
- (平成29年1月1日～12月31日に被災され、罹災証明書などで証明できること。なお、申請期間後に被災された場合は、随時申請を受け付けます。)
- ③課税世帯ではあるが、事故や病気などの身体的理由により、所得が皆無となったため生活が著しく困難となったかた(世帯)

(平成29年度町県民税の減免などに該当)

【申請方法】 申請書は、社会福祉協議会・役場住民福祉健康課 住民福祉係の窓口や民生委員宅にあります。申請書に必要事項を記入・押印のうえ、地区の担当民生委員へ提出してください。担当民生委員がわからない場合は、社会福祉協議会に確認してください。なお、申請書を調査した結果は通知します。

【申請期限】 11月17日(金)まで

【援護金額】 今年度の募金額と申請件数を考慮のうえ、配分委員会で決定し、12月下旬に配付する予定です。

※注 平成29年1月1日時点の住所(住民登録)が美里町以外の場合は、役場総務課では所得の確認ができません。申請者本人が、1月1日に住んでいた(住民登録をしていた)市区町村の窓口で世帯全員分の非課税証明書を取得し、申請書に添付してください。

問合せ＝社会福祉協議会 ☎76・3601